

PCT最新情報

「統計・規則改正とePCT」

WIPO PCT法務・ユーザーリレーション部
上級法務官 毛利峰子

WIPO PCT ウェビナー 2025年6月12日（木）





PCT統計

(データは2025年3月17日の速報値)

PCT加盟国（158か国）

ウルグアイが2025年1月7日に加盟

未加盟国（35）

アフガニスタン
アンドラ

アルゼンチン
バハマ

バングラデシュ
ブータン

ボリビア
ブルンジ
コンゴ民主共和国
エリトリア

エチオピア
フィジー

ガイアナ

ハイチ
キリバス
レバノン

モルディブ

マーシャル諸島
ミクロネシア
ミャンマー

ナウル
ネパール

パキスタン
パラオ

パラグアイ
ソロモン諸島
ソマリア

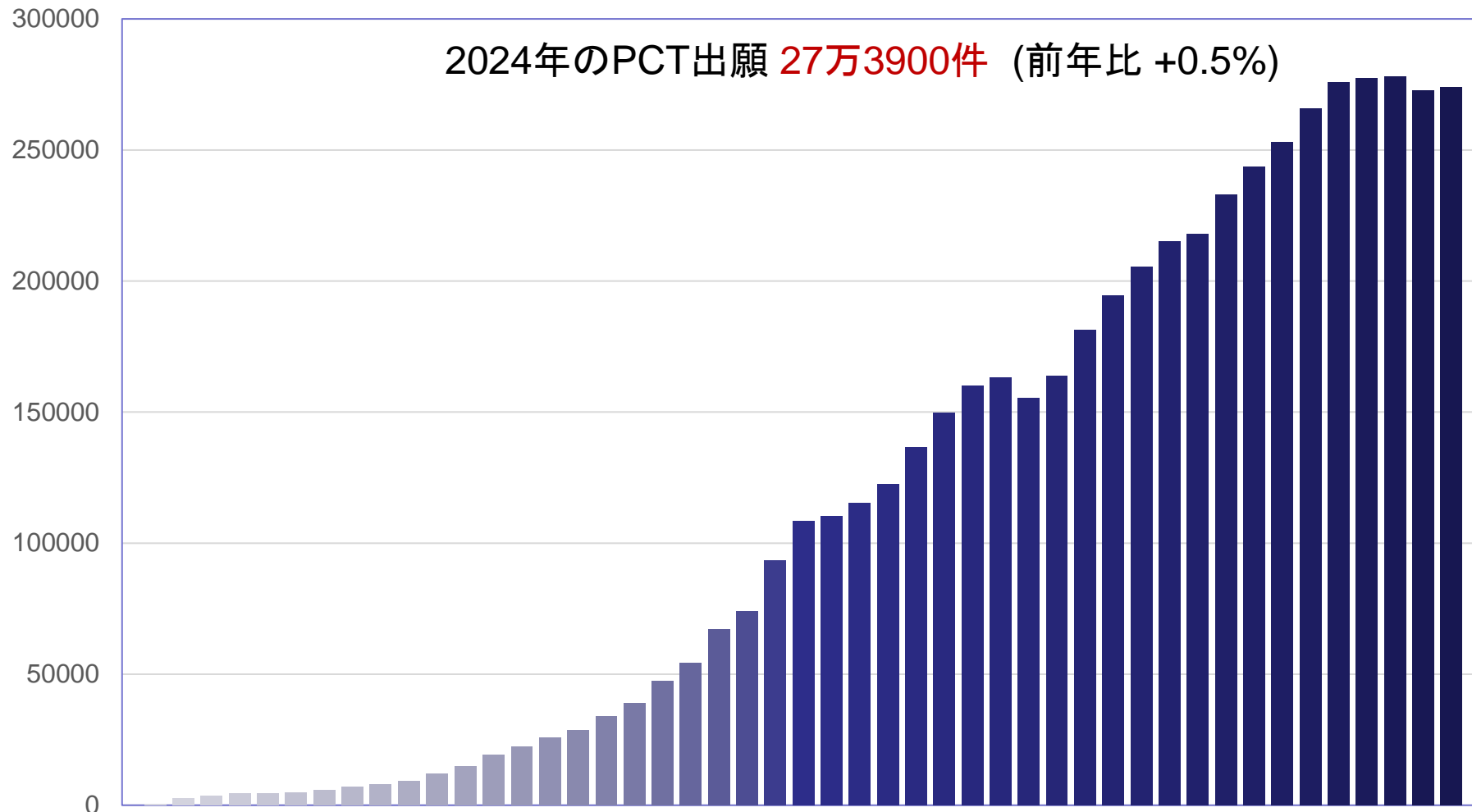
南スーダン
スリナム
東ティモール
トンガ

ツバル
バヌアツ

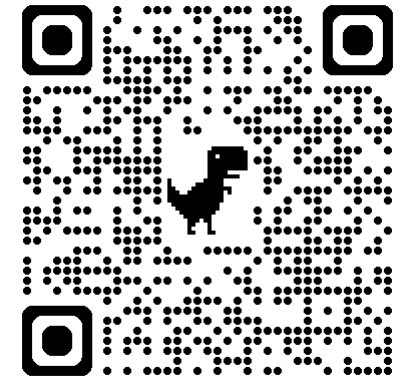
ベネズエラ
イエメン



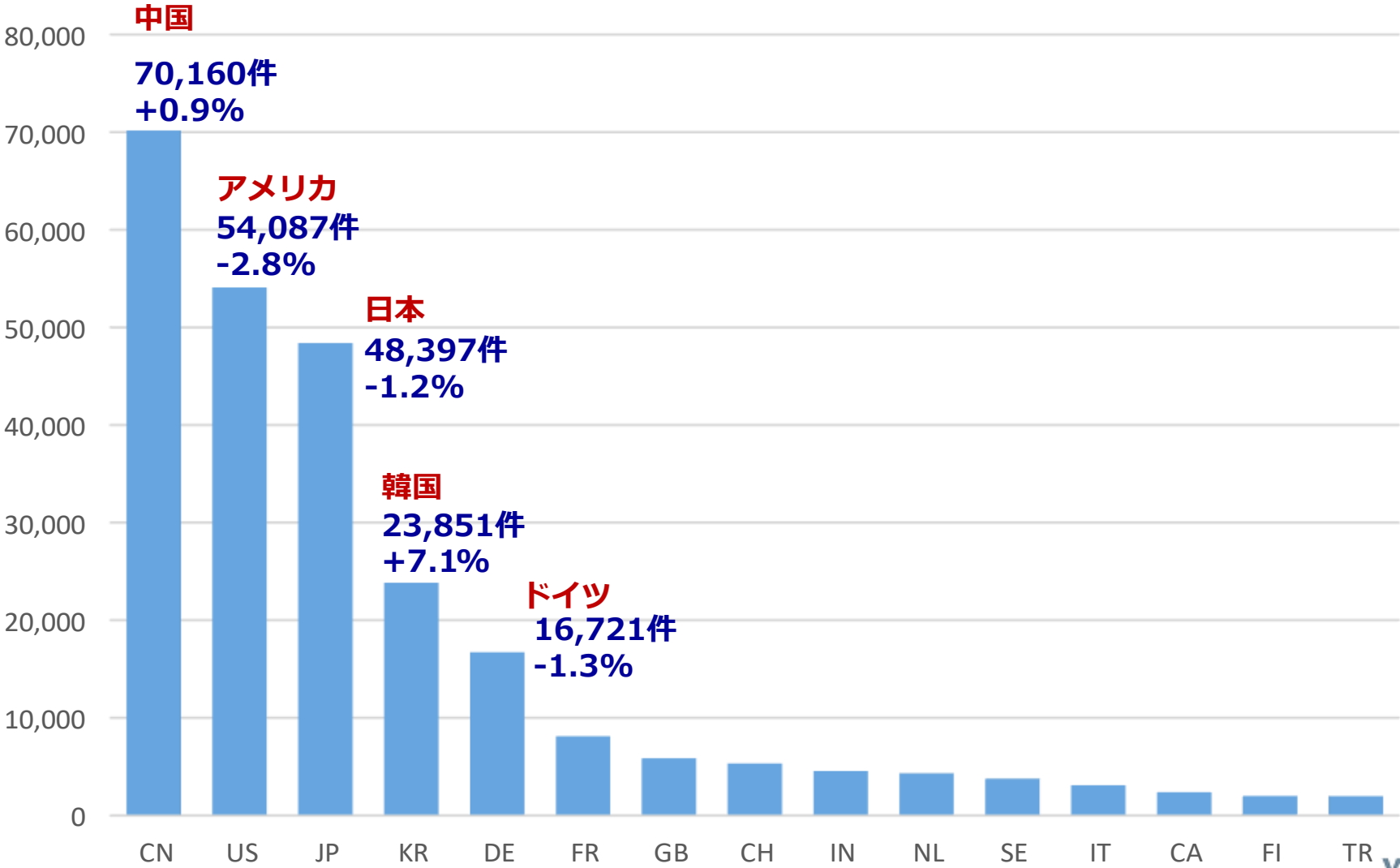
PCT出願件数の推移1978-2024



PCT国際公開の累計
件数が **500万件突破**
2024年12月2日
WIPOプレスリリース



2024年PCT出願件数（出願人国籍・居住地別）



PCT出願上位企業（2024年国際公開分）

1.	ファーウェイ（中国）	6,600件
2.	サムスン電子（韓国）	4,640件
3.	クアルコム（米国）	3,848件
4.	LG電子（韓国）	2,083件
5.	CATL（中国）	1,993件
6.	BOE（中国）	1,959件
7.	三菱電機（日本）	1,956件
8.	Xiaomi（中国）	1,889件
9.	エリクソン（スウェーデン）	1,886件
10.	NTT（日本）	1,877件
11.	ZTE（中国）	1,851件
12.	パナソニック（日本）	1,718件
13.	LGエネルギーソリューション（韓国）	1,452件
14.	Oppo（中国）	1,252件
15.	NEC（日本）	1,241件



PCT規則改正 (2024年7月1日及び2025年7月1日発効)

2024年～2025年のPCT規則改正の内容（4点）

■ 2024年7月1日発効の改正

- 複数言語を含む国際出願に関する受理官庁の実務 ⇒

国際出願日を認定し
翻訳提出を促す

■ 2025年7月1日発効の改正

- 国際出願及び関連書類の提出の媒体 ⇒

受理官庁の選択肢 ①現状維持
②電子形式に限る ③紙提出した
場合は電子形式の再提出を求める

- 国際事務局からの通知言語

⇒ 英語・フランス語以外にも拡大（将来の実施日は未定）

- 複数の言語を含む国際出願の翻訳

⇒ 要約・図面テキストの言語を公開言語にそろえる翻訳命令

2024年7月1日発効の規則改正（1）

- 複数言語を含む国際出願に関する受理官庁の実務(規則26.3及び規則29.1の改正、規則26.3の3(e)の新設)

例 明細書：英語 請求の範囲：ドイツ語 受理官庁：EPO

明細書：中国語 請求の範囲：日本語 受理官庁：IB

- 明細書及び/又は請求の範囲に複数の言語を含む国際出願において、それらの言語がすべて受理官庁が認める言語であった場合には、国際出願日が維持されることを意図
- 受理官庁は、関連する請求の範囲及び/又は明細書 (の全部又は一部) につき、国際公開言語、かつ、国際調査機関が認める言語である単一言語への翻訳文の提出を求める

2024年7月1日発効の規則改正（2）

- 受理官庁が、使用されているすべての言語を認めない場合には、規則19.4に基づき、当該国際出願を受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に送付する

例 明細書：中国語 請求の範囲：日本語 受理官庁：JP

- 翻訳文が提出されなかった場合には、国際出願はみなし取り下げとなる
- 受理官庁は、言語の違いによる影響を受けない用語や、専門用語の翻訳、又は翻訳技術に関連した発明に関する場合は、その判断に基づき翻訳文の提出を求めないことができる

2024年7月1日に発効し同日以降に出願された国際出願に適用する

2025年7月1日発効の規則改正（1）

■ 国際出願及び関連書類の提出の媒体

（規則89の2.1(d-bis)及び(d-ter)の新設、規則89の2.2の改正）

- 受理官庁が、国際出願及び中間書類の提出について、電子形式においてのみ可能とすること

又は

紙形式での提出も認めつつ、2か月以内に電子形式にて再提出することを出願人に義務付けることを可能とする

- 上記選択をする受理官庁は2か月以上の余裕をもって国際事務局に通知し、国際事務局が情報を公開する
- 受理官庁としての国際事務局を含む国際事務局は紙形式による国際出願及び中間書類の受理を継続する

2025年7月1日発効の規則改正（2）

■ 国際事務局からの通知言語（規則92.2(e)の改正）

例 Form PCT/IB/3XX

国際事務局から出願人等宛に発行する通知の言語について現行の英語又はフランス語以外の国際公開言語でも可能とする

- 出願人へのサービスの向上とPCT各官庁における出願書類審査のバランスを考慮
- 今後段階的に実施予定であるものの、詳細は未定

2025年7月1日発効の規則改正（3）

■ 複数の言語を含む国際出願に関する追加の事案（規則26.3の3(a)の改正）

例 受理官庁：RO/IB 国際調査機関：ISA/EP

明細書&請求の範囲：日本語 要約&図面テキスト：英語

出願言語：日本語 調査の言語：英語 公開言語：日本語

要約又は図面のテキストが、国際出願の公開言語と異なる（明細書及び請求の範囲の言語とは異なる）が、国際調査機関が認める言語で出願された場合、受理官庁が出願人に国際公開言語への翻訳を命じることができる法的根拠
単一言語での国際公開を実現するために現行の一部の受理官庁での運用を
追認するもの

2025年7月1日に発効し同日以降に出願された国際出願に適用する

2026年1月1日発効の規則改正（参考）

■ 2023年総会で承認

- PCT最小限資料に関する改正（規則34,36,63）

■ 2024年総会で承認

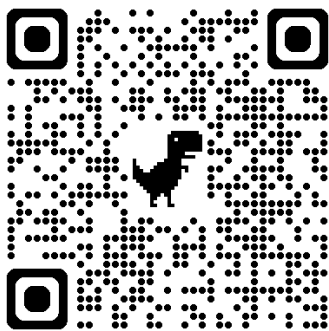
- 先行技術の定義を拡大し、書面による開示以外の開示も含むとする改正（規則33.1及び規則64の改正）

2026年1月改正に関するウェビナーは2025年後半に別途実施予定



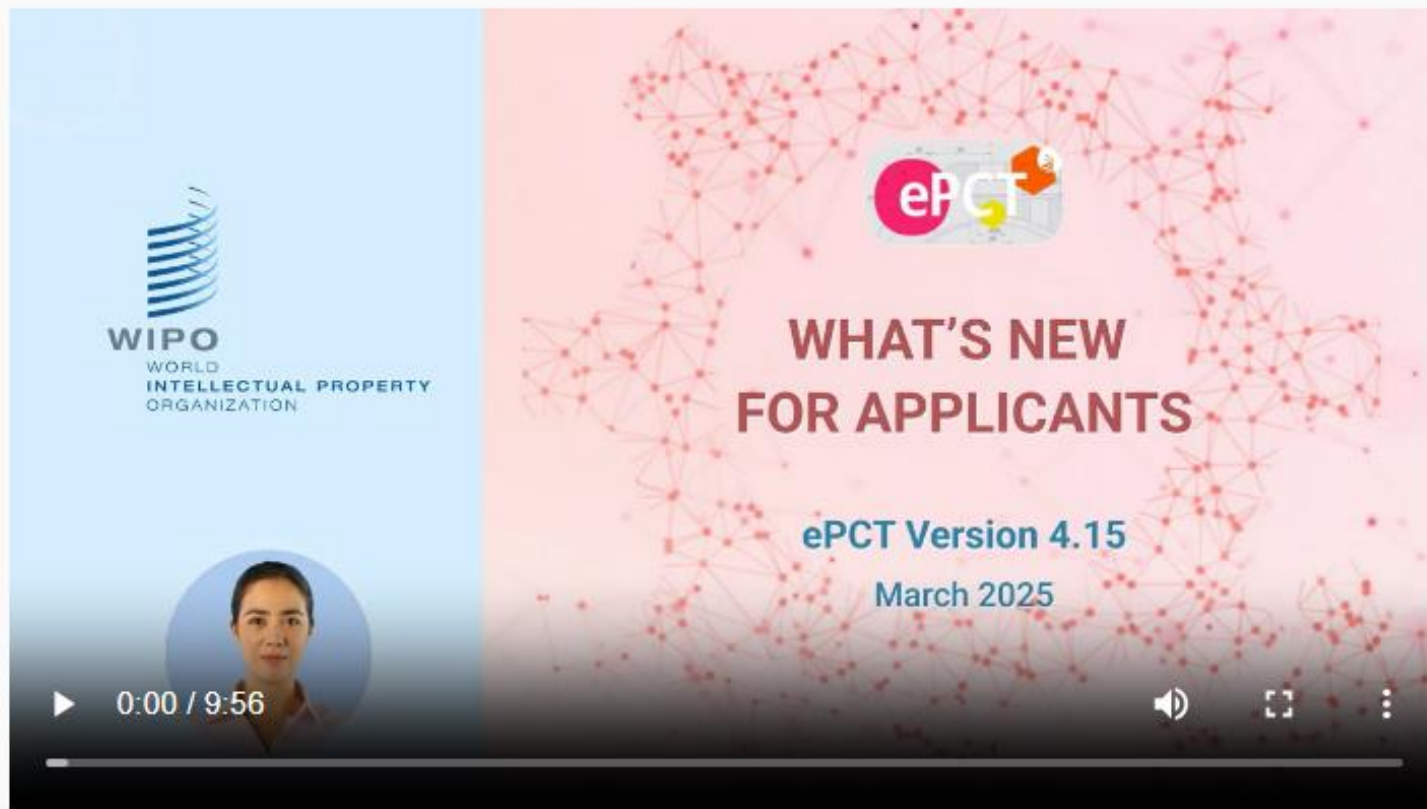
ePCT v4.15最新情報

出願人のための 最新ePCTv4.15に関するウェビナー



What's new for applicants in ePCT v4.15? [New]

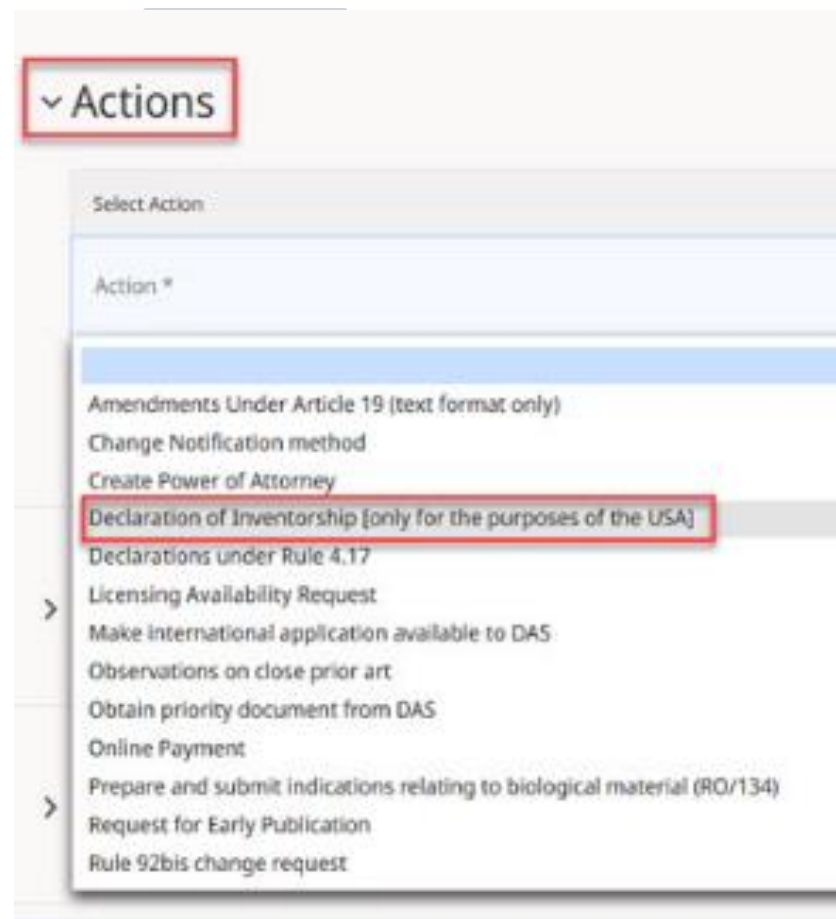
Watch the "What's New for Applicants" video (duration 9:57 min).



ePCT関連アップデート（1）

発明者に関する申立て規則4.17(iv)を独立したアクション機能を通じて提出可能

- （米国に対して利用する）発明者に関する申立て(iv)に関するアクション機能が独立
- 申立て送信後自動で受領確認通知PCT様式IB/371が発行される。何らかの問題があった場合は審査官がマニュアル審査を行う
- 従来の申立て(規則4.17) 提出用のアクション機能は、申立て(i)(ii)(iii)(v)について引き続き利用可能



ePCT関連アップデート（2）

規則92の2の記録変更の通知発行の自動化

- アクション機能を使って変更届を発行した場合は、変更内容により記録の変更に関する通知PCT様式IB306が自動で発行される
- 自動化は英語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・ポルトガル語の国際出願が対象となっている
- 本年秋ごろ日本語・中国語・韓国語にも拡大予定

The image shows two screenshots of PCT forms. The left screenshot is a 'PCT NOTIFICATION OF THE RECORDING OF A CHANGE' (Form IB306) from the International Bureau. It includes fields for the applicant (SMITH, John), the international application number (PCT/US2023/09162), and the date of filing (14 September 2023). The right screenshot is an 'ePCT Action: Rule 92bis change request' form, showing the same application details and a section for 'Data requested to be added' with checkboxes for various actions like 'Change in person' and 'Change in the person & deletion of all appointed agents'. It also includes a signature block for John SMITH, Agent, dated 04 March 2025.

ePCT関連アップデート (3)

新しい通知方法

- 従来の「PDF添付の電子メール」を受信する方法に加え
- 「ePCT」を選ぶと、電子メールでリンクが提供されePCTから様式受領や書類の閲覧が可能
(アクセス権がないと閲覧不可)
- RO/IBへのePCTによる国際出願時、および (RO/IB含む) 出願後に通知の方法を選択できる

E-mail
mail@wipo.int

The IB will use the above e-mail address for correspondence. The RO, ISA & IPEA will do so if they provide such a service.

Notification method
ePCT (email with a link to view and download the document in ePCT) ✓

ePCT (email with a link to view and download the document in ePCT)

Email (email with PDF attachment)

Change Notification Method Action within an IA

Actions

Select Action

Action *

Amendments Under Article 19 (text format only)

Change Notification method

Create Power of Attorney

Declaration of Inventorship [only for the purposes of the USA]



PCT及びePCT関連資料（参考）

出願人のためのePCTに関する資料（英語）

■ ePCTの最新情報に関するウェビナー：年数回開催（英語）

□ 将来開催予定のePCTセミナーの日程については、毎月発行のPCTニュースレターをご覧ください

■ PCTウェビナーページのアーカイブより録画映像と講義資料にアクセス可（英語）



■ ePCTユーザーガイドFAQs（英語）



PCT及びePCT関連資料（日本語）

■ WIPO日本事務所ウェブサイト

- スクロールダウン（日本語のWIPO資料コーナー）
- ePCTに関する実務的資料を提供



ePCT（PCT電子サービス）関連資料

- ePCTポータル
- ePCTの概要とその始め方、使い方 [PDF](#)
- ePCTご利用開始までの流れ [PDF](#)
- ePCTドキュメントアップロード [PDF](#)
- ePCTドキュメントアップロードを使った条約第19条補正書 [PDF](#)
- PCT規則92bisに基づく変更申請後のアクセス権の管理 [PDF](#)

■ WIPO本部ウェブサイト

- PCT - 国際特許制度

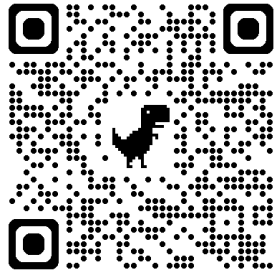


配信登録できます！

- PCTニュースレター
- PCTハイライト

PCT担当チームの検索方法

■ WIPOウェブサイトで担当チームを検索



WIPO

ヘルプ ▾ 日本語 ▾

ホーム > PCT制度 > ePCT

ジュネーブ 2025/05/05 18:28 CEST

PCT 出願の担当チームの連絡先の検索

国際出願番号 *

例:EP1712, IB201712, AU2017123456.

リセット 検索

■ RO/JP案件

国際出願番号の末尾00-49 : pct.team7@wipo.int

国際出願番号の末尾50-99 : pct.team8@wipo.int

PCT関連質問のお問合せ先 (いずれも日本語対応可)

■ PCT制度全般のお問い合わせ

WIPO日本事務所

japan.office@wipo.int

PCTインフォメーション・サービス

pct.infoline@wipo.int

■ ePCT/Business Continuity Service関連のお問い合わせ

PCT電子サービス (eServices) ヘルプデスク

pct.eservices@wipo.int

■ 本件ウェビナー講師へのお問い合わせ

mineko.mohri@wipo.int